

# マイクロソフト適格教育ユーザー定義 (日本)

すべてのマイクロソフト適格教育ユーザーは日本国内に所在している必要があります。下記ユーザーは、マイクロソフト Academic Edition プログラムを通してソフトウェア製品の購入が認められているユーザーです。

適格教育ユーザー	対象プログラム:
<p><b>A) 教育機関</b>            国公立/私立の学生/生徒/児童/園児の教育を目的として設置/運営されている以下の教育機関</p> <p><b>1. 初等中等教育機関</b></p> <p>(i) 学校教育法で定められた幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、または各種学校申請を出している外国人学校</p> <p>(ii) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で定められた<b>認定こども園</b></p> <p><b>2. 高等教育機関</b></p> <p>(i) 学校教育法で定められた大学 (大学院/短期大学/医学部附属病院を含む)、高等専門学校、専修学校、専門学校および各種学校</p> <p>(ii) 国および地方自治体が設立した各種大学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アカデミック パッケージ</li> <li>● アカデミック セレクト プラス</li> <li>● 教育ソリューション加入契約</li> <li>● Get Genuine Windows 契約 – Academic</li> <li>● マイクロソフト顧客契約 (CSP を含む)</li> <li>● マイクロソフト オンライン サブスクリプション契約</li> <li>● マイクロソフト製品/サービス契約</li> <li>● マイクロソフト オープン バリュー契約 - Academic</li> <li>● Open Value Subscription – Education Solutions</li> <li>● スクール基本契約</li> <li>● サービス プロバイダー ライセンス契約</li> </ul>
<p><b>B) 教育委員会/学校法人</b></p> <p>(i) 上記 A に該当する国公立の初等中等教育機関の管理を目的として設立/運営されている教育委員会 (教育委員会の事務局を含む)</p> <p>(ii) 上記 A に該当する私立の初等中等および高等教育機関の設立および運営を主体としている学校法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アカデミック パッケージ</li> <li>● アカデミック セレクト プラス</li> <li>● 教育ソリューション加入契約</li> <li>● Get Genuine Windows 契約 – Academic</li> <li>● マイクロソフト顧客契約 (CSP を含む)</li> <li>● マイクロソフト オンライン サブスクリプション契約</li> <li>● マイクロソフト製品/サービス契約</li> <li>● マイクロソフト オープン バリュー契約 - Academic</li> <li>● Open Value Subscription – Education Solutions</li> <li>● スクール基本契約*</li> <li>● サービス プロバイダー ライセンス契約</li> </ul>
<p><b>C) 職業能力開発促進法で定められた各種職業訓練学校、および大学共同利用機関法人</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アカデミック パッケージ</li> <li>● アカデミック セレクト プラス</li> <li>● 教育ソリューション加入契約</li> <li>● Get Genuine Windows 契約 – Academic</li> <li>● マイクロソフト顧客契約 (CSP を含む)</li> <li>● マイクロソフト オンライン サブスクリプション契約</li> <li>● マイクロソフト製品/サービス契約</li> <li>● マイクロソフト オープン バリュー契約 - Academic</li> <li>● Open Value Subscription – Education Solutions</li> <li>● スクール基本契約*</li> <li>● サービス プロバイダー ライセンス契約</li> </ul>

---

**D) 地方行政に関する法律に定められた組織**

地方教育行政の組織および運営に関する法律第 30 条に定める教育機関 (教育センター、教育研究所、美術館、公民館)

- アカデミック パッケージ
- アカデミック セレクト プラス
- 教育ソリューション加入契約
- Get Genuine Windows 契約 – Academic
- マイクロソフト顧客契約 (CSP を含む)
- マイクロソフト オンライン サブスクリプション契約
- マイクロソフト製品/サービス契約
- マイクロソフト オープン バリュー契約 - Academic
- スクール基本契約\*
- サービス プロバイダー ライセンス契約

---

**E) 文部科学省が設置した独立行政法人**

上記 A に記載されたものを除く文部科学省が所管する独立行政法人のうち、以下に該当するもの

- 美術館
- 教育を目的とした機関

- アカデミック パッケージ
- アカデミック セレクト プラス
- 教育ソリューション加入契約
- Get Genuine Windows 契約 – Academic
- マイクロソフト顧客契約 (CSP を含む)
- マイクロソフト オンライン サブスクリプション契約
- マイクロソフト製品/サービス契約
- マイクロソフト オープン バリュー契約 - Academic
- スクール基本契約\*
- サービス プロバイダー ライセンス契約

\* 上記 B、C、D、E のユーザーがスクール基本契約を申し込む場合、使用サイトは初等中等教育機関、高等教育機関の各「学校 (機関) 全体」のみとなります。ただし教育センター/教育研究所に関しては、「コンピューター ルーム」と「職員室およびその他の施設」での契約が可能です。

**病院、医療機関、国立陸軍士官学校/研修施設、および研究機関に関する特別な注記**

病院、医療機関、および研究機関 (独立した研究機関、または適格教育機関または政府機関に関連する研究機関を含む) は、上記 A 項および B 項で定義されている適格教育機関により全額出資および運営されている場合を除き、Academic Edition 製品を取得することができません。「全額出資および運営されている」とは、その研究機関が、上記の病院、医療機関、または研究機関の単一の所有者であり、上記の機関の日常業務に対する支配力を行使する単一の主体であることを意味します。適格の病院、医療機関、および研究機関は、スクール基本契約に基づいて購入することはできず、教育機関により全額出資および運営されている場合でも、当該教育機関のスクール基本契約の一部に含めてはなりません。政府により運営されている、学位を授与しない陸軍士官学校またはその他の研修施設は、Academic Edition 製品を取得することができません。